

福岡県告示第609号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第2項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、当該施設の設置許可の申請書及び同条第3項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、同条第6項の規定に基づき当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、福岡県知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者氏名
エコ・センチュリー21株式会社
筑紫野市大字山家2060番地7
代表取締役 田中 直継
- 2 施設の設置の場所
筑紫野市大字山家2053番42
- 3 施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第3号に規定する汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設、同条第5号に規定する廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥（政令第2条の4第5号ル(1)から(6)まで及び(9)から(24)までに規定する特別管理産業廃棄物である汚泥を含む。）、廃油（政令第2条の4第1号及び同条第5号ヌに規定する特別管理産業廃棄物である廃油を含む。）、廃酸（政令第2条の4第2号並びに同条第5号ル(1)から(6)まで及び(9)から(24)までに規定する特別管理産業廃棄物である廃酸を含む。）、廃アルカリ（政令第2条の4第3号並びに同条第5号ル(1)から(6)まで及び(9)から(24)までに規定する特別管理産業廃棄物である廃アルカリを含む。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、感染性産業廃棄物以上12品目
- 5 申請年月日
令和4年1月31日
- 6 縦覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県筑紫保健福祉環境事務所
- 7 縦覧の期間及び時間
告示の日から令和4年6月27日まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）
午前9時から午後5時まで
- 8 意見書の提出期限、提出先等
 - (1) 提出期限
令和4年7月11日
郵送による場合は、令和4年7月11日までの消印のあるものに限り有効とする。
 - (2) 提出先
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県環境部廃棄物対策課
又は

〒816-0943 大野城市白木原三丁目5番25号 筑紫総合庁舎内
福岡県筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課

(3) 意見書記載事項

- ア 意見書を提出する者の住所及び氏名
- イ 施設の種類及び設置の場所
- ウ 利害関係の内容
- エ 生活環境の保全上の見地からの意見

産業廃棄物処理施設設置許可申請書

2022年 1月 31日

福岡県知事殿

申請者 〒818-0003

住所 福岡県筑紫野市大字山家2060番地7

氏名 エコ・センチュリー21株式会社

代表者の氏名 代表取締役 田中 直継

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号（TEL）092-926-6168

（FAX）092-926-6123

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	福岡県筑紫野市大字山家2053番42												
産業廃棄物処理施設の種類	汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設												
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨動植物性残さ、⑩動物系固形不要物、⑪ゴムくず、⑫感染性産業廃棄物（これらのうち石綿含有産業廃棄物、廃水銀、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等であるものを除く） 詳細は別添のとおり。												
着工予定年月日	令和4年 9月 1日												
使用開始予定年月日	令和6年 10月 1日												
※許可の年月日	年 月 日												
※許可番号													
産業廃棄物処理施設の処理能力	90 t / 日（24）時間（別紙1）												
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	<table><tr><td>産業廃棄物処理施設の位置</td><td>別紙2のとおり</td></tr><tr><td>産業廃棄物処理施設の処理方法</td><td>ロータリーキルン+ストーカー方式（別紙3）</td></tr><tr><td>産業廃棄物処理施設の構造及び設備</td><td>別紙4のとおり</td></tr><tr><td>処理に伴い生ずる排ガス及び排水</td><td>量 湿り 28,285.0m³/h 乾き 23,647.6m³/h 処理方法 （排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。） 【排ガス】：二次燃焼室にて800℃以上、滞留時間2秒以上を保持した後、廃熱ボイラ、減温塔にて200℃以下まで急冷する。さらに、バグフィルタ入口に消石灰と活性炭を噴霧し、有害ガス成分を反応・吸着させ除去する。 【排気筒】：数量 1 設置位置高さについては、別紙3「排気筒位置図」および別紙4「排気筒構造図」を参照。 【排水】：焼却炉へ噴霧し焼却処理するため施設からの排水については無放流。雨水を含めた排水については、別紙3「雨水排水計画」を参照</td></tr><tr><td>設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値</td><td>【排ガス】ばいじん：0.08g/m³N、NOx：250ppm、SOx：K値=4.5、HCl：240mg/m³N、CO：100ppm（1時間平均値）、ダイオキシン類：0.9ng-TEQ/m³N、水銀：30μg/m³N 【放流水】焼却炉へ噴霧し焼却処理するため施設からの排水については無放流。</td></tr><tr><td>その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項</td><td>別紙5のとおり</td></tr></table>	産業廃棄物処理施設の位置	別紙2のとおり	産業廃棄物処理施設の処理方法	ロータリーキルン+ストーカー方式（別紙3）	産業廃棄物処理施設の構造及び設備	別紙4のとおり	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 湿り 28,285.0m ³ /h 乾き 23,647.6m ³ /h 処理方法 （排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。） 【排ガス】：二次燃焼室にて800℃以上、滞留時間2秒以上を保持した後、廃熱ボイラ、減温塔にて200℃以下まで急冷する。さらに、バグフィルタ入口に消石灰と活性炭を噴霧し、有害ガス成分を反応・吸着させ除去する。 【排気筒】：数量 1 設置位置高さについては、別紙3「排気筒位置図」および別紙4「排気筒構造図」を参照。 【排水】：焼却炉へ噴霧し焼却処理するため施設からの排水については無放流。雨水を含めた排水については、別紙3「雨水排水計画」を参照	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	【排ガス】ばいじん：0.08g/m ³ N、NOx：250ppm、SOx：K値=4.5、HCl：240mg/m ³ N、CO：100ppm（1時間平均値）、ダイオキシン類：0.9ng-TEQ/m ³ N、水銀：30μg/m ³ N 【放流水】焼却炉へ噴霧し焼却処理するため施設からの排水については無放流。	その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項	別紙5のとおり
産業廃棄物処理施設の位置	別紙2のとおり												
産業廃棄物処理施設の処理方法	ロータリーキルン+ストーカー方式（別紙3）												
産業廃棄物処理施設の構造及び設備	別紙4のとおり												
処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 湿り 28,285.0m ³ /h 乾き 23,647.6m ³ /h 処理方法 （排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。） 【排ガス】：二次燃焼室にて800℃以上、滞留時間2秒以上を保持した後、廃熱ボイラ、減温塔にて200℃以下まで急冷する。さらに、バグフィルタ入口に消石灰と活性炭を噴霧し、有害ガス成分を反応・吸着させ除去する。 【排気筒】：数量 1 設置位置高さについては、別紙3「排気筒位置図」および別紙4「排気筒構造図」を参照。 【排水】：焼却炉へ噴霧し焼却処理するため施設からの排水については無放流。雨水を含めた排水については、別紙3「雨水排水計画」を参照												
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	【排ガス】ばいじん：0.08g/m ³ N、NOx：250ppm、SOx：K値=4.5、HCl：240mg/m ³ N、CO：100ppm（1時間平均値）、ダイオキシン類：0.9ng-TEQ/m ³ N、水銀：30μg/m ³ N 【放流水】焼却炉へ噴霧し焼却処理するため施設からの排水については無放流。												
その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項	別紙5のとおり												
※事務処理欄													

手数料	
No.270	収入係
R4年1月31日	瀬山

福岡県 筑紫
4.1.31
第166号 -2

(第2面)

△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		【排ガス】ばいじん：0.08g/m ³ _N 、NO _x ：250ppm、 SO _x ：K値=4.5、HCl：240mg/m ³ _N 、 ダイオキシン類：0.9ng-TEQ/m ³ _N ※生活環境保全協定による維持管理計画値 【放流水】焼却炉へ噴霧し焼却処理するため施設からの排水については無放流。		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		【排ガス】ばいじん、NO _x 、SO _x 、HCl：4回/年以上、 ダイオキシン類：2回/年以上 排ガスの測定箇所：1箇所 ※生活環境保全協定による測定頻度 【放流水】焼却炉へ噴霧し焼却処理するため施設からの排水については無放流。		
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		別紙6のとおり		
△災害防止のための計画（産業廃棄物の最終処分場である場合）			—		
焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区 分	自家処分 委託処分		
		処分方法	焼却処分による焼却灰は、管理型処分場に移送し埋め立て処分します。 ばいじんはキレート処理を行った後、管理型処分場に移送し埋立処分します。		
	特別管理産業廃棄物	区 分	自家処分 委託処分		
		処分方法	—		
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）			—		
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			搬入出時間：9時～17時 搬入出方法：トラック コンテナ車 バキューム車 搬出方法：コンテナ車 搬入出経路図：別紙2「搬入出経路図」のとおり 搬入出日：日曜日、祝日を除く日		

(第3面)

[illegible]

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の 総 数	400株	出資の額	20,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
		割 合	住 所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第10号の2に掲げる施設に該当する場合に記入すること。
- 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 福岡県知事が定める部数（1部）を提出すること。

※手数料欄

別添

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

- ①汚泥（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）第2条の4第5号ル（1）から（6）まで及び（9）から（24）までに規定する特別管理産業廃棄物である汚泥を含む。）
- ②廃油（政令第2条の4第1号及び同条第5号ヌに規定する特別管理産業廃棄物である廃油を含む。）
- ③廃酸（政令第2条の4第2号並びに同条第5号ル（1）から（6）まで及び（9）から（24）までに規定する特別管理産業廃棄物である廃酸を含む。）
- ④廃アルカリ（政令第2条の4第3号並びに同条第5号ル（1）から（6）まで及び（9）から（24）までに規定する特別管理産業廃棄物である廃アルカリを含む。）
- ⑤廃プラスチック類
- ⑥紙くず
- ⑦木くず
- ⑧繊維くず
- ⑨動植物性残さ
- ⑩動物系固形不要物
- ⑪ゴムくず
- ⑫感染性産業廃棄物 以上 12 品目

産業廃棄物処理施設（焼却施設）の処理能力

1. 施設の処理能力（24時間稼働）

1)	汚泥				
	・産業廃棄物	17.52	t/日	730.0	kg/h
	・特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物）				
2)	廃油				
	・産業廃棄物	2.40	t/日	100.0	kg/h
	・特別管理産業廃棄物				
	・特定有害産業廃棄物				
3)	廃酸・廃アルカリ				
	・産業廃棄物	3.60	t/日	150.0	kg/h
	・特別管理産業廃棄物				
	・特定有害産業廃棄物				
4)	廃プラスチック類	19.20	t/日	800.0	kg/h
5)	紙くず	13.20	t/日	550.0	kg/h
6)	木くず	19.68	t/日	820.0	kg/h
7)	繊維くず	2.40	t/日	100.0	kg/h
8)	動植物性残さ／動物系固形不要物	7.20	t/日	300.0	kg/h
9)	ゴムくず	1.20	t/日	50.0	kg/h
10)	感染性産業廃棄物	3.60	t/日	150.0	kg/h
合計（産廃）		90.0	t/日	3,750.0	kg/h

2. 定格処理時の処理能力

代表的な混焼割合（定格処理時）での焼却処理能力 : 90 t / 日 3,750kg/h

様式第十一号

処分後の（特別管理）産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の（特別管理） 産業廃棄物の種類	燃え殻	
発 生 量 (t/月又はm ³ /月)	310t/月	
処 理 方 法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名) (許可番号) 株式会社大分グランマ(予定) 第08840081663号
		(所在地) 大分県大分市大字松岡字長尾925番35 外61筆
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は具体的な方法	
備考 処分後の（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

様式第十一号

処分後の（特別管理）産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の（特別管理） 産業廃棄物の種類	ばいじん	
発 生 量 (t/月又はm ³ /月)	160t/月	
処 理 方 法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名) (許可番号) 株式会社大分グランマ(予定)第08840081663号
		(所在地) 大分県大分市大字松岡字長尾925番35 外61筆
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は具体的な方法	
備考 処分後の（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		